

令和3年6月市議会建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料 ②

目次

ページ

- 1 借上公営住宅の返還に係る事務の進捗について・・・・・・・・・・1~2

建築部  
令和3年6月

# 1 借上公営住宅の返還に係る事務の進捗について

## (1) 借上公営住宅の概要

借上公営住宅は、民間事業者等が建設・保有する住宅を地方公共団体が借り上げ、市営住宅として供給を行う住宅である。

長崎市では、平成13年から令和3年までの20年間、次の2棟を借り上げ、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で転貸している。(戸町住宅は令和3年4月30日期限で建物所有者に返還済み)

名称 (建物名称)	戸町住宅 (モンペール南長崎)	松が枝住宅 (丸田屋マツガエマンション)
所在地	長崎市戸町4丁目178番9	長崎市松が枝町43番5他
所有者	株式会社 新長崎商事	株式会社 丸田屋
契約期間 (20年間)	平成13年5月1日から 令和3年4月30日まで	平成13年9月1日から 令和3年8月31日まで
戸数	42戸	47戸
入居状況推移	全戸退去 (R3. 4. 19)	5戸 (R3. 6. 3 現在) ※ R3. 7 末 全戸退去予定

## (2) 借上期間満了に伴う返還事務の経緯

平成28年4月 明渡しに関する事前文書、市営住宅優先入居案内、  
～令和元年5月 意向調査など、入居者に計5回文書送付

令和2年10月下旬 未退去者に明渡し請求書送付

令和2年11月議会 用途廃止議案議決

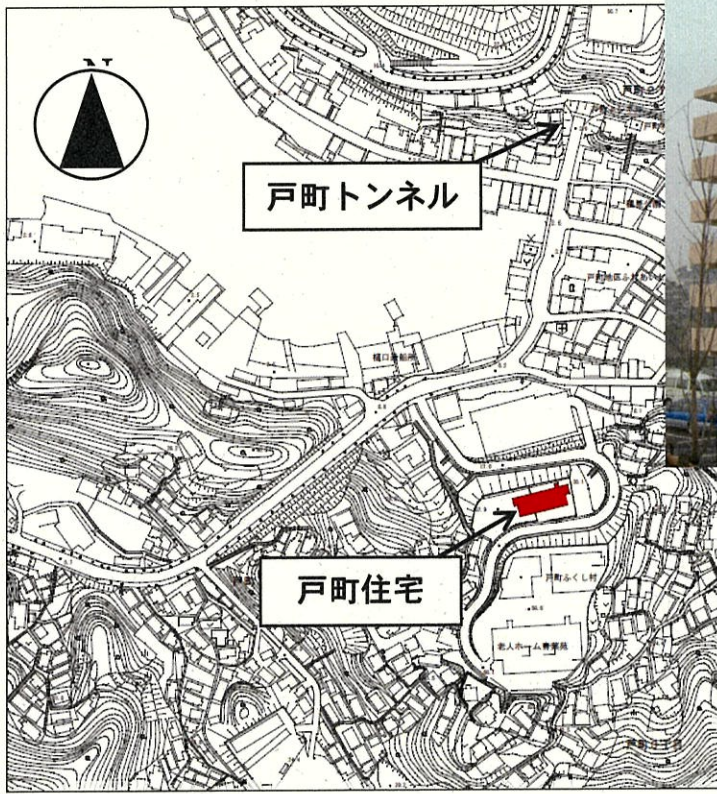
令和3年4月30日 戸町住宅を建物所有者に返還

## (3) 借上期間満了時の未退去者への対応等

現入居者は、借上期間満了日限りで明渡し条件で入居しており、借上期間満了時に未退去の場合、明渡しに係る訴訟手続きの対象となる。一方、長崎市は、契約条項違反に伴う損害賠償を、建物所有者から請求される可能性がある。

(4) 位置図

ア 戸町住宅



イ 松が枝住宅

